

大阪広域環境施設組合  
経 営 計 画

令和6年2月

令和3年2月 策定

令和5年2月 一部修正(ごみ処理量及び収支の見込の追記)

令和6年2月 一部改定(取組内容の見直し及び評価指標の設定)

## 【目 次】

### 第1章 環境施設組合と経営計画

|                   |   |
|-------------------|---|
| 1 環境施設組合の概要 ..... | 1 |
| 2 計画策定の趣旨 .....   | 1 |
| 3 計画の位置付け .....   | 2 |

### 第2章 環境施設組合の現況

|                  |   |
|------------------|---|
| 1 ごみ処理量の推移 ..... | 3 |
| 2 ごみ処理体制 .....   | 4 |
| 3 財政状況 .....     | 5 |

### 第3章 本計画の取組(進捗状況)

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 1 令和4年度までの取組実績及び評価 ..... | 7 |
| 2 取組の中間総括 .....          | 9 |

### 第4章 事業運営上の課題と今後の方向性

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 1 非常時対応の充実 .....           | 10 |
| 2 ごみ焼却工場の安定稼働の確保 .....     | 10 |
| 3 ごみ焼却工場の建替え・運転体制の整備 ..... | 11 |
| 4 構成市が進める施策との連携 .....      | 11 |
| 5 環境施設組合事業への市民の理解 .....    | 12 |

### 第5章 経営計画

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 1 基本方針 .....               | 13 |
| 2 計画期間 .....               | 13 |
| 3 取組項目と対応する基本方針 .....      | 14 |
| 4 取組実施により見込まれる効果(目標) ..... | 25 |
| 5 計画期間中のごみ処理量及び収支の見込 ..... | 25 |
| 6 計画の進行管理 .....            | 28 |

## 第1章 環境施設組合と経営計画

### 1 環境施設組合の概要

大阪広域環境施設組合(以下「環境施設組合」という。)は、構成市から排出される一般廃棄物<sup>※</sup>の焼却処理及び埋立処分を共同で行うため、地方自治法第 284 条に基づき設置された特別地方公共団体(一部事務組合)です。

平成 26 年 11 月 25 日に、大阪市・八尾市・松原市の3市によって設立され、平成 27 年4月1日から事業を開始しました。その後、令和元年 10 月1日には守口市が加入し、令和2年4月1日から4市による共同処理を実施しています。

#### ※一般廃棄物

産業廃棄物(事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定めるもの)以外の廃棄物で、市町村が処理について責任を持つことが原則となっています。

### 2 計画策定の趣旨

環境施設組合は、3R<sup>※</sup>を行ってもなお発生するごみを衛生的に処理し、市民の快適な生活環境を保持することを目的としています。

そのためには、安全で安定的なごみ処理体制を構築した上で、効果的・効率的に事業を実施する必要があると考えています。

そこで、環境施設組合では、事業運営の基本的な方針を示し、直面する様々な経営課題の解決に向けた具体的な取組を定めた「経営計画」を、平成 28 年1月に第1次(計画期間:平成 28 年度から令和2年度)、令和3年2月に第2次(計画期間:令和3年度から令和7年度)と、それぞれ策定し、取組を進めています。

現在は、第2次計画の取組期間中ですが、中間年にあたり令和5年度に、進捗状況の振り返りを行い、取組内容や評価方法などの一部見直しを図ることとしました。

#### ※3R(スリーアール)

ごみ減量のための取組である、「発生抑制(=Reduce[リデュース])」、「再使用(=Reuse[リユース])」、「再生利用(=Recycle[リサイクル])」の3つの頭文字“R”をとって使われている言葉。

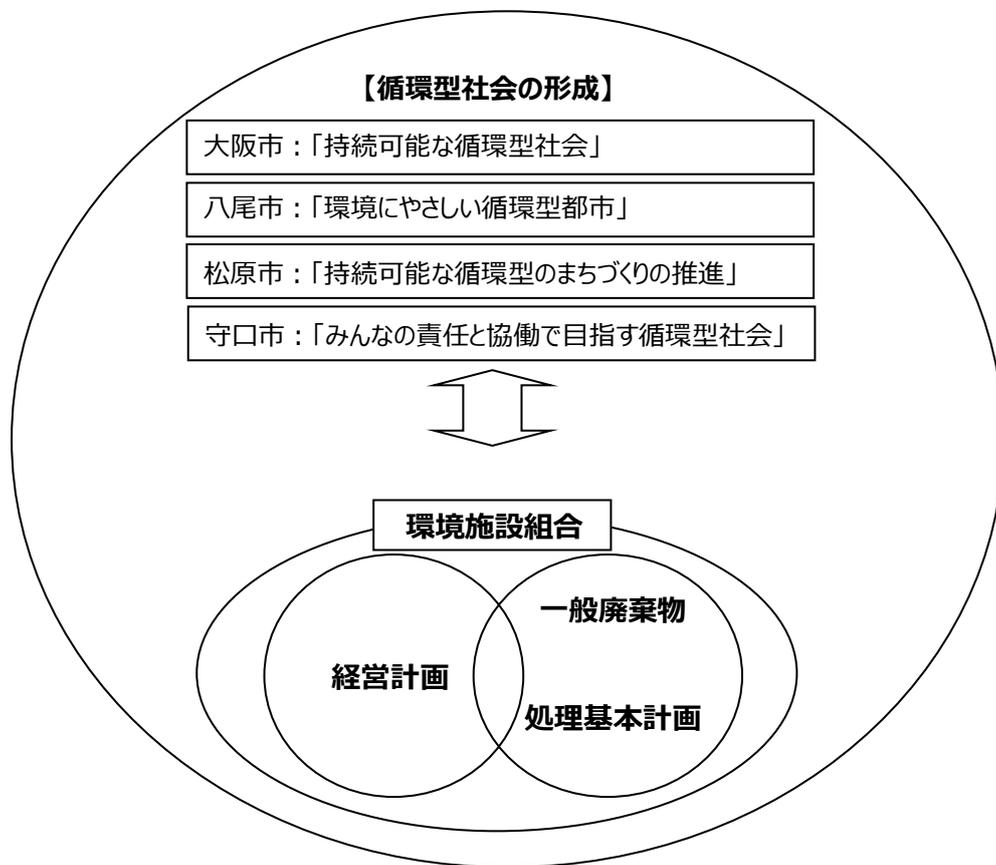
### 3 計画の位置付け

市町村は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 173 号)」第6条第1項の規定に基づき、区域内の一般廃棄物の処理に係る基本的な方向性を示した「一般廃棄物処理基本計画」を定めるものとされており、環境施設組合の構成市である4市も、それぞれ計画を策定しています。

環境施設組合でも、構成市の計画に定められた方針を踏まえ、「循環型社会形成に向けたごみの適正処理」を目標とした、「大阪広域環境施設組合一般廃棄物処理基本計画」を策定しています。

この「一般廃棄物処理基本計画」によって定められた方向性に沿って、環境施設組合を運営するためのより具体的な取組を定めたものとして、「経営計画」を策定しています。

環境施設組合では、この「経営計画」と「一般廃棄物処理基本計画」の2つの計画を両輪として事業を進めていくことで、構成市の循環型社会の形成の一翼を担ってまいります。



## 第2章 環境施設組合の現況

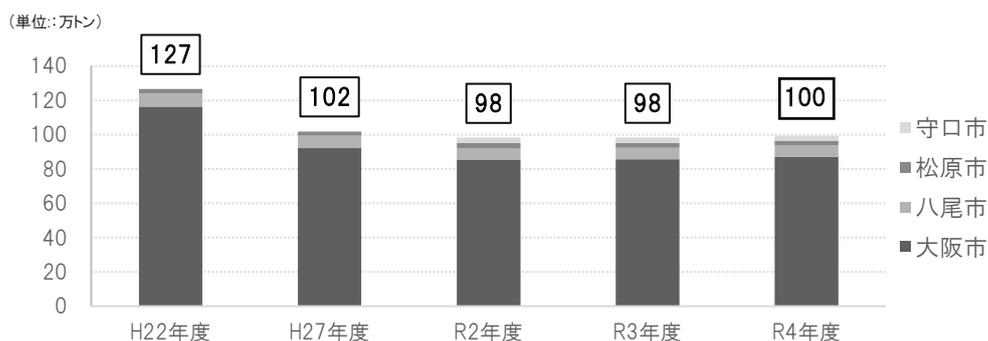
### 1 ごみ処理量の推移

構成市のごみ焼却処理量は、10年前の平成22年度と令和4年度を比較すると、大阪市は約25%減、八尾市は約16%減、松原市は約10%増となっています(守口市ごみは、令和2年度に組合へ加入し、本格処理を行っています、それまでは守口市クリーンセンターの焼却炉停止期間のみ行政間協力により処理を行ってきたものであり、評価には含んでいません)。

いずれの市においても、缶・びん・ペットボトルや容器包装プラスチックの分別収集が推進されるとともに、大阪市における古紙・衣類の分別収集や松原市における古紙の分別収集の実施など、各種リサイクル施策が進められました。

また、大阪市では、事業系ごみの適正区分・適正処理の推進によるごみ焼却工場への産業廃棄物混入の排除や資源化可能な紙類の搬入禁止など、八尾市では、粗大ごみ収集の有料化や家庭用指定ごみ袋の容量及び配布枚数の見直しなど、松原市では、排出袋の透明化や事業系ごみの有料指定袋制の導入など、構成市において各種ごみ減量施策が実施されてきました。

こうした様々なごみ減量・リサイクル施策の浸透や市民・事業者の意識向上により、環境施設組合が事業を開始した平成27年度以降も微減となっています。



(単位:トン)

| 年度  |        | H22年度<br>(基準年度) | H27年度     | R2年度    | R3年度    | R4年度    |
|-----|--------|-----------------|-----------|---------|---------|---------|
| 大阪市 | ごみ処理量  | 1,163,879       | 922,523   | 854,755 | 856,493 | 871,241 |
|     | 対基準年度比 | —               | ▲20.7%    | ▲26.6%  | ▲26.4%  | ▲25.1%  |
| 八尾市 | ごみ処理量  | 76,751          | 71,740    | 67,662  | 66,883  | 64,871  |
|     | 対基準年度比 | —               | ▲6.5%     | ▲11.8%  | ▲12.9%  | ▲15.5%  |
| 松原市 | ごみ処理量  | 25,855          | 25,005    | 29,257  | 29,012  | 28,485  |
|     | 対基準年度比 | —               | ▲3.3%     | 13.2%   | 12.2%   | 10.2%   |
| 守口市 | ごみ処理量  | 1,987           | 1,804     | 31,606  | 31,572  | 30,851  |
|     | 対基準年度比 | —               | —         | —       | ▲0.1%   | ▲2.4%   |
| 計   |        | 1,268,471       | 1,021,072 | 983,281 | 983,960 | 995,448 |

### 構成市のごみ処理量の推移

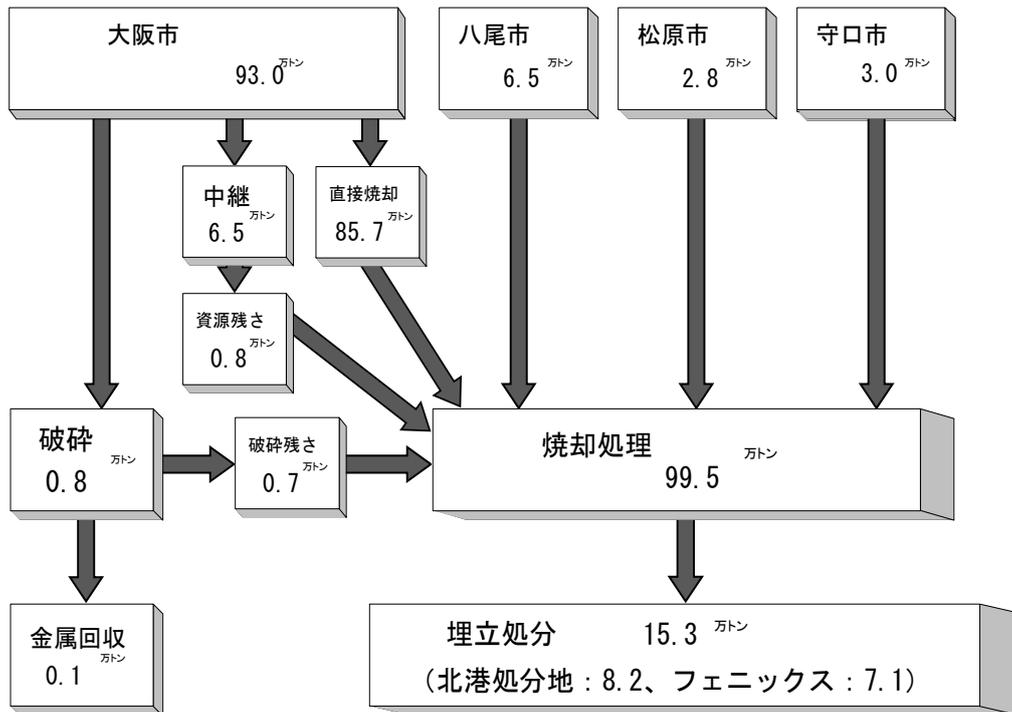
※ 守口市のごみ処理量は、平成22年度、27年度は守口市クリーンセンターの停止期間中に環境施設組合のごみ焼却工場での処理をした量を、令和2年度以降は組合加入後の処理量を記載しており、組合加入時の令和2年度を基準年度としています。

## 2 ごみ処理体制

環境施設組合では、衛生的な処理を行う観点や、限られた埋立処分地を有効に利用するため、構成市から排出されるごみについて、重量にして約5分の1、体積にして約 20 分の1に減量・減容化できる焼却処理を行ったうえで、焼却残さを埋立処分しています。

なお、大阪市から排出される粗大ごみ等については、減量化・資源化を推進するため、破碎処理設備で金属回収を実施したのち、破碎残さを焼却処理しています。

令和4年度 ごみ処理実績



排出される一般廃棄物の収集・運搬は、構成市がそれぞれ行い、可燃性ごみについては環境施設組合がごみ焼却工場において焼却処理を行っています。

| 区分                     | 西 淀                                     | 八 尾                                     | 舞 洲   | 平 野                             | 東 淀                             | 住之江 <sup>※3</sup>               | 鶴 見 <sup>※4</sup>               |
|------------------------|---|---|---|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 竣工年月                   | 平成7年3月                                  | 平成7年3月                                  | 平成13年4月   | 平成15年3月                         | 平成22年3月                         | 令和5年3月                          | 平成2年3月                          |
| 規 模                    | 300t/日×2基                               | 300t/日×2基                               | 450t/日×2基   | 450t/日×2基                       | 200t/日×2基                       | 200t/日×2基                       | 300t/日×2基                       |
| 敷地面積 (㎡)               | 25,000                                  | 40,000                                  | 33,000  | 39,000                          | 16,000                          | 32,000                          | 23,000                          |
| 延床面積 (㎡)               | 24,000                                  | 25,000                                  | 57,000  | 44,000                          | 30,000                          | 24,000                          | 22,000                          |
| 建築面積 <sup>※1</sup> (㎡) | 8,100                                   | 10,000                                  | 17,000  | 14,000                          | 9,300                           | 9,700                           | 8,300                           |
| 備 考                    | 廃熱ボイラ 2基<br>タービン発電機 14,500kw 1基<br>蒸気供給 | 廃熱ボイラ 2基<br>タービン発電機 12,800kw 1基<br>蒸気供給 | 廃熱ボイラ 2基<br>タービン発電機 32,000kw 1基<br>蒸気供給<br>【破碎設備 <sup>※2</sup> 】<br>回転式<br>120t/5h×1基<br>低速回転剪断式<br>50t/5h×1基 | 廃熱ボイラ 2基<br>タービン発電機 27,400kw 1基 | 廃熱ボイラ 2基<br>タービン発電機 10,000kw 1基 | 廃熱ボイラ 2基<br>タービン発電機 11,300kw 1基 | 廃熱ボイラ 2基<br>タービン発電機 12,000kw 1基 |

※1 建築面積には、計量棟及び別棟の管理棟を含む。  
 ※2 舞洲工場破碎設備は、舞洲工場建設時に舞洲工場内に設置。  
 ※3 住之江工場 令和5年3月竣工  
 ※4 鶴見工場 令和5年3月焼却停止

### 3 財政状況

環境施設組合の経費は、構成市からの分担金、ごみ焼却工場における焼却余熱を活用した発電による電力の売払収入、その他の収入をもって充てることとしており、各構成市の分担金負担割合については、当該年度の搬入ごみ量割を基本としています。

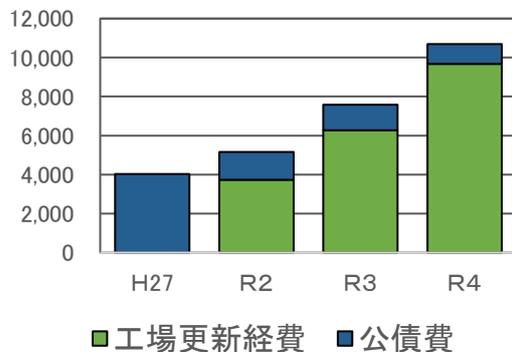
歳出決算額のうち公債費は、過去の工場整備に係る公債費の償還終了に伴い減少しましたが、それを上回って、住之江工場の更新経費が、令和4年度末の工事完成に向けて年々増加が続きました。このことから、工場更新経費・公債費につきましては、総額では増加しています。

一方、工場更新経費・公債費以外の経費は、自動計量システムの導入などによる効率化で人件費は減少傾向であるものの、設備の老朽化に伴う維持補修経費の増大や、薬品代や光熱水費などの単価上昇による工場運営経費の増加などにより、ごみの焼却・処分に要する経費である廃棄物処理費が増加傾向であることを受けて、増加が続いています。

#### 決算額の推移【歳出】

工場更新経費・公債費

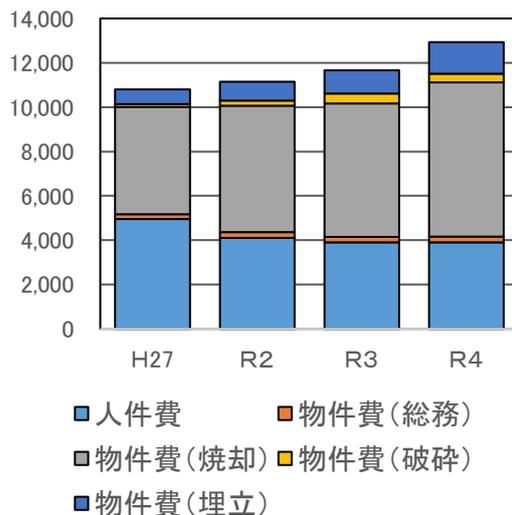
(単位:百万円)



|        | H27年度<br>(実績) | R2年度<br>(実績) | R3年度<br>(実績) | R4年度<br>(実績) |
|--------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 工場更新経費 | 0             | 3,734        | 6,276        | 9,683        |
| 公債費    | 4,028         | 1,426        | 1,306        | 1,005        |
| 合計     | 4,028         | 5,160        | 7,582        | 10,688       |

上記以外の経費

(単位:百万円)

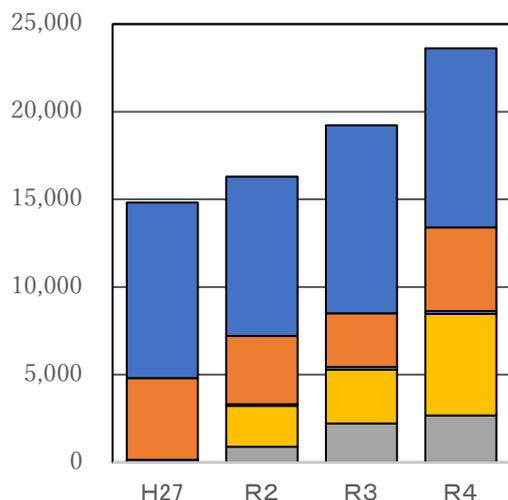


|         | H27年度<br>(実績) | R2年度<br>(実績) | R3年度<br>(実績) | R4年度<br>(実績) |
|---------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 人件費     | 4,956         | 4,107        | 3,899        | 3,902        |
| 物件費(総務) | 219           | 253          | 249          | 257          |
| 物件費(焼却) | 4,833         | 5,709        | 6,020        | 6,960        |
| 物件費(破碎) | 130           | 229          | 441          | 389          |
| 物件費(埋立) | 665           | 847          | 1,049        | 1,422        |
| 合計      | 10,803        | 11,145       | 11,658       | 12,930       |

令和5年度からは、鶴見工場の建替工事開始により工場更新経費が、住之江工場更新に係る地方債の償還開始により公債費が、それぞれ増加する予定です。また、薬品費や維持補修費等に対する物価上昇による影響も引き続き見込みです。

歳入決算額は、工場更新経費の財源となる国庫支出金及び組合債が、経費の増加に伴い、年々増加が続きました。また、ごみ焼却余熱を利用して発電した電気の売却による発電収入は、入札による市場価格の変動の影響を受けて、大幅な増減を繰り返しています。

### 決算額の推移【歳入】



(単位: 百万円)

|       | H27年度<br>(実績) | R2年度<br>(実績) | R3年度<br>(実績) | R4年度<br>(実績) |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 国庫支出金 | 0             | 886          | 2,223        | 2,675        |
| 組合債   | 0             | 2,339        | 3,051        | 5,791        |
| 使用料等  | 146           | 94           | 167          | 172          |
| 発電収入  | 4,661         | 3,890        | 3,070        | 4,757        |
| 分担金   | 10,024        | 9,096        | 10,729       | 10,223       |
| 合計    | 14,831        | 16,305       | 19,240       | 23,618       |

- 国庫支出金
- 組合債
- 使用料等
- 発電収入
- 分担金

令和5年度からは、更新が完了した住之江工場の稼働により、発電効率の上昇が見込まれるものの、焼却処理能力は低下するため、環境施設組合の各焼却工場において、より一層安定稼働に努めることで、発電量の確保を図る必要があります。

以上の状況から、歳出削減及び歳入確保を図る観点からも、今後、工場の安定稼働と効率性を意識した事業運営を行う必要が高まっていると考えます。

### 第3章 本計画の取組(進捗状況)

#### 1 令和4年度までの取組実績及び評価

本計画では、「安全で安定的な処理体制の構築」、「柔軟かつ効果的・効率的な事業運営」、「構成市との連携と市民理解の促進」の3つを基本方針として、その実現に向けた5つの具体的な取組を推進してきました。

これまでに実施した取組内容及び評価は次のとおりです。

##### (1)非常時の備え・対応の充実・強化

###### ①災害(地震・風水害)等にかかる各種マニュアルの点検・整理及び研修・訓練の実施

###### (i)大震災を想定した研修・訓練の継続的な実施

- ・大震災を想定した研修について、年度当初に職員全員を対象にした研修を実施しました。また、訓練については、環境施設組合全体で行う総合訓練を9月と1月に実施し、令和3年度に続いて、構成市と連携した情報共有訓練を実施しました。
- ・各マニュアルの改定については、大規模災害発生時対応マニュアル【工場共通編】では、被害状況の報告様式について、訓練での試行運用を行い問題がないことを確認し改定を行いました。

###### (ii)風水害対応マニュアルの浸透及び最適化

- ・風水害対応マニュアルについて、令和4年度には、台風シーズン前の6月までに各工場で研修を実施しました。令和4年9月には、台風14号の接近により休日に暴風警報が発令されたので、マニュアルに即した対応を実施しました。

###### (iii)焼却炉の停止に係る緊急時対応に関する研修の実施

- ・焼却炉の停止に係る緊急時対応に関する研修については、ボイラー設備等主要設備故障対応、停電時対応など各工場でテーマを設定し、設定した設備故障に対する緊急時対応マニュアルを整備し、それを元に研修を実施しました。

###### ②感染症への対応実績の整理・分析及び情報共有

###### (i)感染症への対応実績の整理・分析

- ・政府や大阪府からの要請に対応した事務局長通知等を発出し、全職員に対し、感染対策を指示しました。
- ・令和3年9月、「新型コロナウイルス感染症対策の手引」を作成し、組織内周知を図りました。

###### (ii)整理・分析の結果の情報共有及び必要な範囲での対策の継続

- ・令和5年5月の5類感染症への移行を受け、「新型コロナウイルス感染症対策の手引き」については、令和5年9月に作成時から5類感染症への移行までの経緯を纏めた内容に改訂しました。
- ・今後もテレワークやWEB会議の拡大など感染防止対策の充実に努めてまいります。

##### (2)工場の安定稼働の推進

###### ①工場の中長期整備計画等に基づく整備工事の実施

###### (i)主要設備の故障による停止を防止するため、計画的な工場整備を実施

- ・故障すると長期停止につながりごみ処理計画に影響を及ぼすことになるボイラー設備等について、中長期整備計画に基づき整備工事を実施しました。さらに、故障の原因及び対策、定

期整備工事において確認した設備状況を勘案し、中長期整備計画の見直しも行っています。

## ②工場の安定稼働に繋がる職員の技術力の向上・人材育成の実施

### (i)新技術及び資格等に関する技術研修の実施

・舞洲工場にて実施中のAIを活用した制御技術高度化に係る実証事業や廃棄物処理プラント企業における最新の中間処理技術紹介について、報告会等を開催し技術職員の知識向上を図りました。

### (ii)ごみ焼却工場等における課題解決のための調査・研究の実施及び報告会の開催

・組合職員だけでなく他都市団体の施設管理担当者も交え、令和3年度調査研究報告会を令和5年1月に開催し、意見交換等を実施しました。

## (3)ごみ焼却工場の建替え整備計画の着実な推進及び運転体制の確立

### ①工場の更新にかかる手法等の選定・実施及び運転体制の確立

#### (i)住之江工場更新工事の推進と運営事業の適切な管理

・平成30年9月に事業者と契約を締結し、令和元年9月から本館解体工事、本館建築工事、プラント更新工事に着手しました。

・設計・建設段階におけるモニタリング手法を運用し、令和4年度末に竣工させました。

#### (ii)鶴見工場建替事業の推進

・鶴見工場建替計画にかかる基本方針を令和2年度に策定し、公表しました。

・鶴見工場建替・運転委託事業の事業者選定にあたり、総合評価落札方式技術審査委員会にて技術提案等の審査を行い、令和4年度に事業者と契約を締結しました。

#### (iii)工場建替事業の進捗に応じた工場運転体制の確立

・鶴見工場の建替えについては、新施設の設計・建設並びに運転管理を民間事業者に一括かつ長期的に委ねる公設運転委託方式を採用することとしました。

・職員の高齢化や将来的な要員不足を解消し、適切な工場運転体制を確立していくため、令和5年度より技能職員の採用を開始しました。

## (4)構成市が進めるごみ減量施策との連携

### ①構成市との間でのごみ処理状況に関する認識の共有

#### (i)全構成市による協議の定期的な開催

・組合議会の開催に向けて行われる構成市と本組合での会議において、各構成市の処理計画量と実績量の比較と増減理由の分析等について意見を交換するとともに、本組合からはごみ焼却工場の稼働情報についての説明を行い、情報の共有を図りました。

#### (ii)一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画の策定

・構成市と情報共有を図りながら、各年度における一般廃棄物処理実施計画を策定しました。

## (5)情報発信・市民交流の充実

### ①分かりやすい情報発信

#### (i)環境施設組合ホームページの内容の充実

・環境施設組合のホームページでは、市民の皆さまが環境施設組合の情報に触れやすく、かつ理解を深められるよう、見つけやすさと分かりやすさに重点を置いてホームページの内容を充実させました。令和4年度のホームページ閲覧件数は26万102件で、目標である27万

件を 9,898 件下回る結果となりました。目標達成に向けて、今後もホームページの更なる充実を図ってまいります。

(ii) SNS等を活用した情報発信

・Facebook[フェイスブック]や X[エックス] (旧Twitter[ツイッター])で情報発信を週1回程度行っており、令和4年度はFacebook、X (旧Twitter)ともに 64 回発信を行いました。今後も積極的な発信を行っていき、本組合事業に対する市民理解の促進に努めてまいります。

②市民交流の充実

(i) 市民との交流の充実

・焼却工場では、自由に工場内部の見学ができるオープンデーについて新型コロナウイルス感染症の感染状況を見定めながら可能な限り実施してきました。

(ii) 工場見学設備の改良やWEB上での工場見学の実施

・新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、工場へ来場していただくなくても工場におけるごみ処理の流れなどをウェブ上で知ることができる「バーチャル工場見学」を環境施設組合ホームページに掲載しています。

## 2 取組の中間総括

本計画に定められた取組につきましては、概ね計画どおりに実施することができていますが、それらが事業運営において想定された効果をもたらしているかの検証・説明を十分に行っていくために、今後は、取組の目的を明確にするとともに、効果測定に適切な指標を設定して、毎年度の実績報告における説明内容の充実を図ります。また、環境施設組合の事業運営に関する課題だけにとどまらず、各構成市が進めている施策とも可能な限り連携して、今後環境施設組合が取り組むべき課題の精査を図ります。

## 第4章 事業運営上の課題と今後の方向性

### 1 非常時対応の充実

環境施設組合では、「大阪広域環境施設組合災害対策実施要領」において、大規模災害の発生時に環境施設組合が構成市と連携し、適切に対処するための動員体制や組織編制等を定め、さらに、「大阪広域環境施設組合業務継続計画」において、大規模災害にあっても市民の皆さまの生活環境を保持できるよう非常時優先業務やその手順等を定めるなど、非常時への備えを構築しています。

これらの規程のもと、30年以内に高い確率で発生するとされている南海トラフ巨大地震等の発生時に備え、「大規模災害(震災)発生時対応マニュアル」を作成し、大規模な震災の発生時における活動内容や手順等の詳細を整理しています。

これら大規模災害に係る各種規程に係る研修及び訓練についても、毎年、計画的に実施しており、研修については、新規採用及び人事異動を踏まえ、年度開始後速やかに行い、訓練については、環境施設組合全体の訓練と各工場での訓練をそれぞれ実施しています。

このように、環境施設組合を挙げて非常時対応の充実・強化に取り組んでいるところですが、環境施設組合の組織体制や外部環境の変化に即し、各種規程の見直しを適宜行うこと、そして、こうした研修・訓練を積み重ねていくことが非常時の迅速で的確な対応につながることから、引き続きこれらの取組みを実施していきます。

また、大規模な自然災害としては、近年、主に台風に伴う暴風・強風や、線状降水帯の発生に伴う集中豪雨での河川氾濫などによる甚大な被害が各地で相次いでおり、環境施設組合においても、平成30年の台風21号の接近時においては、工場等の設備が故障し、事業運営に大きな支障を来しました。それ以降も、各地において大型台風や河川氾濫等による被害が続いていることから、風水害への対応が喫緊の課題となっています。

さらに、令和2年に入ってから、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大の状況を受け、環境施設組合の庁舎・施設内の消毒の徹底等の対策を講じている一方で、環境施設組合の職員の感染事例も発生しています。万一、職場において集団感染が発生したときには、事業運営に重大な影響を及ぼすことになるため、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症対策に日常から取り組むとともに、感染拡大の際の早急な対応が引き続き求められる状況です。

### 2 ごみ焼却工場の安定稼働の確保

環境施設組合の工場稼働体制は、構成市の一般廃棄物処理基本計画に基づき、将来にわたってごみを安定的に処理するために必要な工場稼働数や個々の焼却処理能力を設定しております。

組合の事業を開始した平成27年度では稼働中のごみ焼却工場は7工場でしたが、平成27年度末に住之江工場を休止し、平成28年度から6工場稼働体制に移行しました。また、令和5年度には、焼却処理能力600t/日の鶴見工場を休止し、同能力400t/日の新しい住之江工場が稼働しており、必要処理能力は確保しているものの、組合全体のごみ焼却処理能力が減少している状況です。

ごみ焼却処理能力の推移

(単位：万トン／年)

| 年度        | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 令和<br>元年度 | 令和<br>2年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 |
|-----------|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ごみ処理量     | 102.1      | 99.4       | 99.6       | 103.0      | 102.9     | 101.4     | 99.9      | 98.6      | 97.4      | 96.4      | 94.9      |
| ①必要処理能力   | 112.3      | 109.3      | 109.6      | 113.3      | 113.2     | 111.5     | 109.9     | 108.5     | 107.2     | 106.1     | 104.4     |
| ②年間処理能力   | 134.2      | 118.8      | 118.8      | 118.8      | 118.8     | 118.8     | 118.8     | 118.8     | 112.9     | 112.9     | 112.9     |
| 差し引き(②-①) | 21.9       | 9.5        | 9.2        | 5.5        | 5.8       | 7.3       | 8.9       | 10.3      | 5.7       | 6.8       | 8.5       |

※ 大阪広域環境施設組合一般廃棄物処理基本計画（令和2年3月改定）を基に作成

※ ごみ処理量について、令和4年度まではごみ処理実績、令和5年度以降は一般廃棄物処理基本計画による

この間、ごみ処理量は横ばいであり、安定的な処理を継続していくためには、ごみ焼却工場の安定稼働に資することがより一層重要となっております。

そのためには、焼却炉停止の回避や停止時からの早期復旧が重要であり、故障すると長期停止に繋がるボイラー設備や電気設備等の主要設備の故障リスクを低減するための的確な整備や焼却炉の安定運転に向けた職員の技術力向上が必要不可欠です。

### 3 ごみ焼却工場の建替え・運転体制の整備

環境施設組合の「ごみ焼却工場の整備・配置計画」については、平成24年4月に大阪市戦略会議において策定した「ごみ焼却工場の整備・配置計画」を、平成25年3月に大阪市、八尾市及び松原市の基本合意のもとで引き継いでおり、同計画に基づき6工場稼働・1工場建替えの体制に移行しました。

以降、ごみ焼却処理量の見直しや守口市の環境施設組合加入、廃棄物処理システムの強靱性確保やインフラ施設の長寿命化など、ごみ処理を取り巻く環境が大きく変化しているものの、令和2年3月の「大阪広域環境施設組合一般廃棄物処理基本計画」の改定に合わせて「ごみ焼却工場の整備・配置計画」を改定し、令和5年4月より住之江工場の運用開始とともに鶴見工場の建替工事に着手するなど、計画的かつ安定した運転体制の確保に努めています。

住之江工場の更新にあたっては、既存建物を活用して、内部設備(プラント設備)を更新する手法により整備するとともに、設計・建設及び運営を民間事業者に一括かつ長期的に委ねるDBO方式を採用しました。平成30年9月に特定事業契約を締結し、令和4年度末の竣工、令和5年度からの供用を開始しています。

また、鶴見工場の建替えにあたっては、令和2年度に鶴見工場建替計画における基本方針を策定し、令和3年度には総合評価落札方式技術審査委員会にて落札者決定基準を決定。令和4年4月入札公告、令和5年2月に事業者と契約を締結したうえ、建替工事に着手するなど、施設整備を進めています。

今後も順次、老朽化したごみ焼却工場を計画的に更新しながら、安定的に6工場稼働体制を維持していく必要があります。

### 4 構成市が進める施策との連携

環境施設組合は、各構成市から排出されるごみを適正に処理するためのごみ処理施設の設置及び管理運営並びに最終処分を担っています。ごみ焼却工場の施設整備については、各構成市が定める一般廃棄物処理基本計画におけるごみ減量目標値を前提として進めています。

いずれの構成市の一般廃棄物処理基本計画においても、ごみ減量にむけた取組みの進展等によって、年を追うごとに減少していく見通しのもとでごみ焼却処理量の見込みが示されていますが、近年はごみ焼却処理量の減少傾向が弱まり、横ばい又は増加の傾向が見受けられる構成市もあります。

このように各構成市から排出されるごみ量が環境施設組合の施設全体の処理能力に接近していることで、現在においてもごみ焼却処理量の逼迫が懸念される状況となっているほか、令和36年度までの長期間を計画期間としている環境施設組合の「ごみ焼却工場の建替え整備計画」にも影響が及びかねません。

そのため、環境施設組合としても、各構成市のごみ減量施策の推進状況が環境施設組合におけるごみの適正処理に密接に関連することについて構成市と認識を共有し、各構成市には、それぞれの一般廃棄物処理基本計画に沿ってごみの減量を進めていただく必要があります。

また、環境施設組合の一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画は、各構成市のこれらの計画をもとに策定する必要があり、また、各構成市において改定のある場合は、これに対応することになるため、構成市との協議・調整を定期的に行っていく必要があります。

さらに、各構成市が取組を進めています地球温暖化対策につきましても、環境施設組合ではごみ焼却処理の余熱を利用して低炭素な電気や蒸気を作っており、現在使用しています電気や蒸気を環境施設組合で作っているものに置き換えることで、温室効果ガスの削減が見込まれますことから、相互に協力して活用を促進する必要があります。

## 5 環境施設組合事業への市民の理解

環境施設組合は、各構成市によって設立された一部事務組合であり、各構成市の市民等が排出するごみの処理・処分を担っていますので、環境施設組合の事業運営について、各構成市の市民の皆さまにご理解いただく必要があります。

そのため、ホームページで情報発信を行うほか、ごみ焼却工場において学校や各種団体等の見学を積極的に受け入れており、また、予約なく自由に見学できる見学コースの一般開放(工場オープンデー)も実施してきました。

しかし、ホームページ(トップページ)へのアクセス件数は、年々増加してはいるものの、目標達成は厳しい状況であり、より一層魅力的なコンテンツを揃える必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和元年度より一時的に工場見学やオープンデーの休止・制限を行ってきました。

一方、工場へ来場しなくてもごみ処理の流れなどをWEB上で知ることができる「バーチャル工場見学」を作成し、環境施設組合ホームページへ掲載しています。

見学については令和3年度より、オープンデーについても令和4年度より、順次再開しているところであり、今後も工場見学やオープンデーなど、様々な手法により市民との交流の充実に努めていく必要があります。

## 第5章 経営計画

### 1 基本方針

環境施設組合では、前計画の3つの基本方針を、本経営計画においても引き続き基本方針として掲げ、課題解決に向けて取り組んでまいります。

#### 基本方針1 安全で安定的な処理体制の構築

一般廃棄物の焼却処理処分事業は、市民生活に直結する住民サービスであり、環境施設組合は、市民生活に支障をきたさないよう、安全で安定的な処理体制を構築しなければなりません。そのため、日々の運転・維持管理を確実にいき、きめ細かな施設整備を進めるなど、これまで以上にごみ焼却工場を安定的に稼働させることは当然のこと、南海トラフ巨大地震や大型台風などの大規模災害、新型感染症の拡大防止など、事業継続に対する障害に備え、強靱な廃棄物処理システムを構築していきます。

また、ごみ焼却工場の運営に必要な専門的な知識・技術力の維持・継承はもちろん、新たな技術の活用についても積極的に検討を行うことで、より安全性の高い運営を目指します。

#### 基本方針2 柔軟かつ効果的・効率的な事業運営

環境施設組合は、事業環境に応じて事業のあり方を見直し、柔軟かつ効果的・効率的な事業運営を行っていきます。

そのため、ごみ焼却工場の建設・運営については、構成市の一般廃棄物処理基本計画に基づき、工場の建替え整備計画の見直しを行います。さらに民間活力の導入など建設・運営手法の見直しを行い、工場建替え事業の進捗に応じた運転体制の構築を目指します。

#### 基本方針3 構成市との連携と市民理解の促進

ごみ焼却工場の建設・運営については、構成市とその市民の皆さまの理解・協力が不可欠です。

そのため、環境施設組合の事業運営に関して構成市の状況を踏まえるとともに、構成市が進めるごみ減量等の施策について構成市との間での情報共有・意見交換を実施することで、構成市と連携しながら事業を推進していきます。

また、構成市とその市民の皆さまに対して、分かりやすく積極的な情報発信を行うとともに、ごみ焼却工場オープンデー(見学会)の開催や、バーチャル工場見学の実施拡充など、地域の方々や市民の皆さまとの積極的な交流と、環境施設組合の事業に対する理解度の向上を目指します。

### 2 計画期間

計画期間については、現行の「大阪広域環境施設組合一般廃棄物処理基本計画」の計画期間に合わせ、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、構成市のごみ減量施策や国の施策、社会経済情勢など、本計画の推進にあたり、大きな変化が生じた場合は、適宜計画を見直します。

### 3 取組項目と対応する基本方針

| 取組項目                             | 取組内容                                    | 対応する基本方針 |   |   |
|----------------------------------|---|----------|---|---|
|                                  |   | 1        | 2 | 3 |
| (1)非常時の備え・対応の充実・強化               | ①災害(地震・風水害)等にかかる各種マニュアルの点検・整理及び研修・訓練の実施 | ○        |   | ○ |
|                                  | ②感染症への対応実績の整理・分析及び情報共有                  | ○        | ○ |   |
| (2)工場の安定稼働の推進                    | ①工場の中長期整備計画等に基づく整備工事の実施                 | ○        | ○ |   |
|                                  | ②AI技術を活用した焼却工場制御技術高度化を目指す実証事業の実施        | ○        | ○ |   |
|                                  | ③工場の安定稼働に繋がる職員の技術力の向上・人材育成の実施           | ○        | ○ |   |
| (3)ごみ焼却工場の建替え整備計画の着実な推進及び運転体制の確立 | ①工場の更新にかかる手法等の選定・実施及び運転体制の確立            | ○        | ○ |   |
| (4)構成市が進める施策との連携                 | ①構成市との間でのごみ処理状況に関する認識の共有                | ○        |   | ○ |
|                                  | ②環境施設組合による低炭素化                          |          | ○ | ○ |
| (5)情報発信・市民交流の充実                  | ①分かりやすい情報発信                             |          |   | ○ |
|                                  | ②市民交流の充実                                |          |   | ○ |

## (1)非常時の備え・対応の充実・強化

地震・風水害等の自然災害が発生したときや、感染症の感染拡大への対策が必要なとき、ごみ焼却工場における設備の故障が発生したとき等の非常時においても、組合事業を可能な限り継続できるように、各種マニュアルの点検・整理を進めるとともに、研修・訓練等を実施します。

### ①災害(地震・風水害)等にかかる各種マニュアルの点検・整理及び研修・訓練の実施

#### (i) 大震災を想定した研修・訓練の継続的な実施

南海トラフ巨大地震が今後 30 年以内に発生すると予測されている状況下において、具体的な被害想定を設定した対応訓練や、各種研修の継続的な実施により、職員個々の対応力及び組織としての総合力を維持・向上していくとともに、訓練における実践を通じて各種対応マニュアルを適宜改定していきます。

#### (ii) 風水害対応マニュアルの浸透及び最適化

近年の台風被害の発生状況等を受け、令和2年度中に新たに作成する風水害対応マニュアルについて、毎年、研修を実施し、職員への周知の徹底や理解度の向上に取り組むとともに、台風や水害等の発生時においては、対応状況を事後検証し、マニュアルの実効性を高めていきます。

#### (iii) 焼却炉の停止に係る緊急時対応に関する研修の実施

焼却炉の停止に繋がる機器の故障時の対応や、設備故障等による焼却炉の停止からの早期復旧方法について、マニュアルの整備や研修の継続的实施により職員の対応力を高め、工場の安定稼働及び非常時対応の充実・強化に取り組めます。

| 達成指標                            | 目標値   | 判定期間 |
|---------------------------------|-------|------|
| 全体で実施する防災訓練等への職員参加率             | 100%  | 毎年度  |
| 安否確認訓練における連絡実施率                 | 95%以上 | 毎年度  |
| 防災関係マニュアル研修の実施                  | 1回    | 毎年度  |
| 防災訓練の実施                         | 2回    | 毎年度  |
| 全工場において工場ごとに緊急時対応のマニュアル整備や研修を実施 | 1回    | 毎年度  |

## ②感染症への対応実績の整理・分析及び情報共有

### (i) 感染症への対応実績の整理・分析

環境施設組合の事業が市民の日常生活に密接に関わることから、非常時における事業継続及び今後の感染症対策のため、今般の新型コロナウイルス感染症への対応について、体系立てて整理・分析を行います。

### (ii) 整理・分析の結果の情報共有及び必要な範囲での対策の継続

令和5年5月の5類感染症への移行を受け、「新型コロナウイルス感染症対策の手引き」については、令和5年9月に作成時から5類感染症への移行までの経緯を纏めた内容に改訂しました。

今後も整理・分析した結果を組織として共有するとともに、当面の間、新型コロナウイルス感染症対策として引き続き必要な対応を行います。

また、人の密集や移動に伴うリスクの回避や、効率的な運営のため、引き続きオンライン会議実施環境の充実や利用促進を図ります。

| 達成指標                         | 目標値  | 判定期間  |
|------------------------------|------|-------|
| 大阪府からの要請に対応した事務局長通知の発出と対策の実施 | 100% | 毎年度   |
| 「感染症対策の手引き」の作成               | 実施   | 令和3年度 |
| 「感染症対策の手引き」の周知               | 1回   | 令和3年度 |

## (2)工場の安定稼働の推進

一般廃棄物の焼却処理事業は、市民生活に直結する住民サービスであり、市民生活に支障をきたさないことを目的として、構成市から排出される一般廃棄物を円滑に焼却処理するため、ごみ焼却工場の安定稼働に努めます。

### ①工場の中長期整備計画等に基づく整備工事の実施

#### (i) 主要設備の故障による停止を防止するため、計画的な工場整備を実施

引き続き、これまでの故障原因の分析結果に基づき、故障すると長期に停止する設備やボイラー設備・排ガス処理設備等の重要な設備については、各工場で策定済の中長期整備計画で進捗を管理します。

各工場の中長期整備計画について、効果を検証するために、故障回数や故障原因を引き続き分析するとともに、整備計画の範囲外で発生した設備故障については、その原因や対策を検討し、適宜、中長期整備計画の見直しを行いながら、PDCAサイクルを実行します。

| 達成指標                               | 目標値 | 判定期間 |
|------------------------------------|-----|------|
| 中長期整備計画に沿った整備を行い、PDCAサイクルを継続的に実行する | 実施  | 毎年度  |

## ②AI技術を活用した焼却工場制御技術高度化を目指す実証事業の実施

### (i) プラントメーカーと連携した実証試験の実施

環境施設組合では、令和3年度よりプラントメーカーと協定を締結し、工場のより安定した焼却処理の実現を目的とした、AI技術を活用した高度な制御技術の導入を目指す実証事業に取り組んでいます。

現在、舞洲工場において、11の実証事業を計画または実施しており、その内のひとつとして、ごみの安定燃焼を目的とした「燃焼画像認識システム」を開発しています。本システムは、AIへ様々な炉内燃焼画像を学習させることで、運転中の炉内画像から燃焼状態を認識し、燃焼不良時には即座に自動燃焼制御へ介入し、燃焼状態を良化させ、蒸気発生量の落ち込みを防ぐなど、最適な燃焼状態を継続させるシステムです。

### (ii) 実証試験により得られた知見の工場への実装

燃焼画像認識技術について、画像学習並びに各種調整が終了次第、舞洲工場の既設ACC（自動燃焼制御装置）へ実装し、燃焼の安定化による発生蒸気量の落ち込み防止、それに伴う発電量の増加を目指します。

#### 〔取り組みスケジュール〕

|                     | これまでの取り組み |              |         | 計画    |                  |
|---------------------|-----------|--------------|---------|-------|------------------|
|                     | 令和2年度     | 令和3年度        | 令和4年度   | 令和5年度 | 令和6年度            |
| AI技術を活用した高度な制御技術の導入 | 協定締結 ●    |              | カメラ設置 ● |       | 実装 ●<br>燃焼状況確認 ● |
|                     |           | 調査、画像学習 各種調整 |         |       |                  |

| 達成指標  | 目標値 | 判定期間  |
|---|-----|-------|
| プラントメーカーと連携しながら AI 技術を活用した燃焼制御技術高度化実証事業を実施し、そのうち燃焼画像認識システムについて舞洲工場既設 ACC へ実装する。 | 実施  | 令和6年度 |

### ③工場の安定稼働に繋がる職員の技術力の向上・人材育成の実施

#### (i) 新技術に関する知識の取得による技術力の向上

現在舞洲工場等にて実証中のAIを活用した制御技術高度化実証事業等について、取組内容や進捗状況の報告会や研修会を開催することにより、各職員の技術力向上を図ります。

その他、焼却工場に関わる新たな技術について、情報収集に努めていきます。

#### (ii) ごみ焼却工場等における課題解決のための調査・研究の実施及び報告会の開催

ごみ焼却工場等における排水・排ガス等の排出基準の規制強化や、焼却工場維持管理上の課題解決のための調査・研究を実施するとともに、他都市・団体を交えて報告会を開催し、課題解決の取組について情報共有することで、ごみ焼却工場における安定した焼却処理処分の継続や職員の技術力向上を図ります。

| 達成指標                                  | 目標値 | 判定期間 |
|---------------------------------------|-----|------|
| 新技術等に関する技術検討会等の実施                     | 1回  | 毎年度  |
| 地方自治体向けごみ焼却工場等における課題解決のための調査・研究報告会の実施 | 1回  | 毎年度  |

### (3)ごみ焼却工場の建替え整備計画の着実な推進及び運転体制の確立

将来にわたって、構成市から排出される一般廃棄物を安定的に処理していくため、ごみ焼却工場の建替え整備計画に沿って、施設整備を着実に推進するとともに、工場運転体制を確立します。

#### ①工場の更新にかかる手法等の選定・実施及び運転体制の確立

##### (i) 住之江工場更新工事の推進と運営事業の適切な管理

住之江工場更新・運営事業については、設計・建設から運営までを民間事業者に一括かつ長期的に委ねる DBO 方式を採用しています。同事業の安全性や安定性を確保するために、設計・建設段階においては設計・施工モニタリングマニュアルを策定し、設計図書や施工等技術的な監理を行い、令和4年度末に竣工させました。

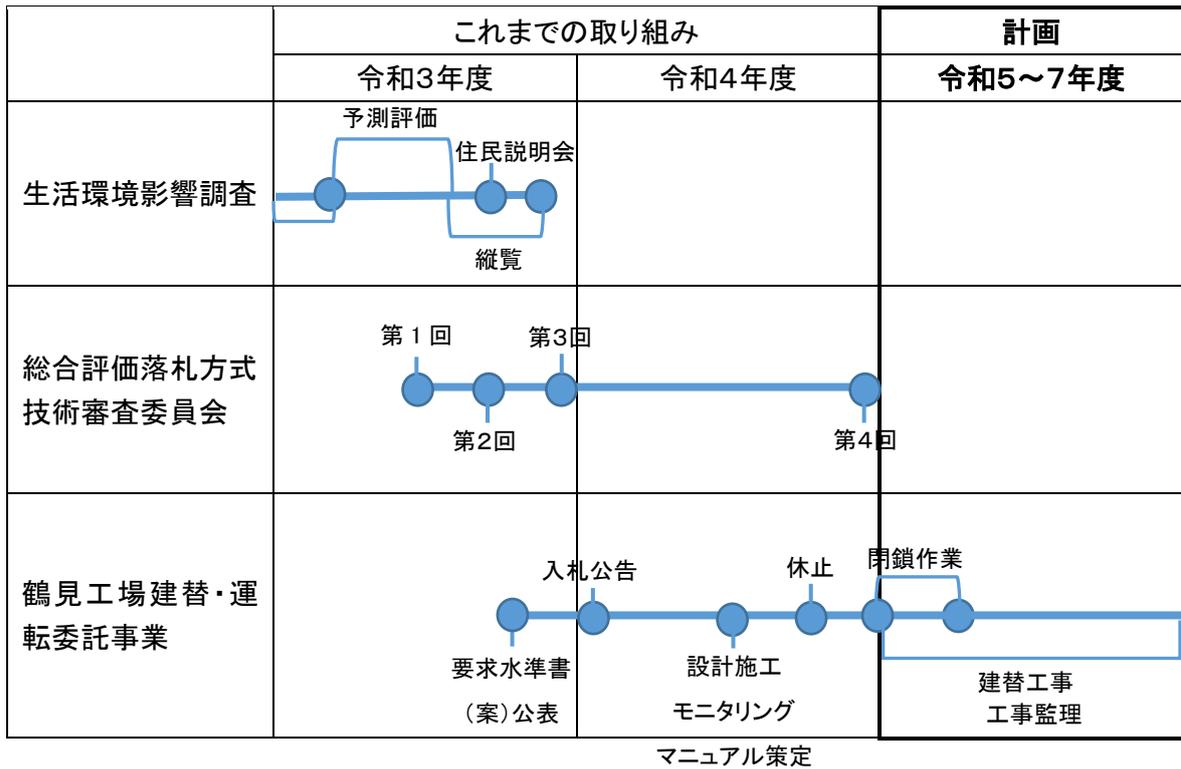
また、令和4年度に運営及び維持管理業務におけるモニタリングマニュアルを策定し、令和5年度より定期的に見直しを行いながら、適切に運営業務の管理を行います。

|                            | これまでの取り組み |       | 計画                         |
|----------------------------|-----------|-------|----------------------------|
|                            | 令和3年度     | 令和4年度 | 令和5～7年度                    |
| 更新工事<br>(本館建築工事<br>プラント更新) |           |       |                            |
| 運営業務                       |           |       | 民間事業者による<br>運営業務<br>(20年間) |

##### (ii) 鶴見工場建替事業の推進

令和2年3月の「大阪広域環境施設組合一般廃棄物処理基本計画」の改定に合わせて「ごみ焼却工場の整備・配置計画」を改定し、鶴見工場は処理能力620トン/日として、令和5年2月に事業者と契約を締結し、同年3月より建替工事に着手しました。令和10年度の竣工を目指し施設整備を進めます。

また、建替工事の実施に際しては、設計・施工モニタリングマニュアルを策定し、設計図書や施工等技術的な管理を行います。



**(iii) 工場建替事業の進捗に応じた工場運転体制の確立**

新しく建設するごみ焼却工場については、適切な運営形態やその管理手法を検討し、建替え整備計画の進捗に応じて、運転体制を確立します。

#### (4) 構成市が進める施策との連携

環境施設組合は構成市それぞれの一般廃棄物処理基本計画を踏まえて処理施設を整備し、ごみの搬入を受け入れていることから、構成市と連携してごみ減量を進めていくことで、環境施設組合の処理能力に見合った量のごみを計画的に受け入れ、その適正処理を確実に推進していきます。

##### ① 構成市との間でのごみ処理状況に関する認識の共有

###### (i) 全構成市による協議の定期的な開催

構成市のごみ減量施策の推進状況が環境施設組合における一般廃棄物の適正処理に密接に関連することについて、定期的に構成市と認識を共有する場を設け、環境施設組合からも各工場の焼却処理能力の逼迫状況などについて情報提供等を行い、ごみ減量の目標達成を促します。

###### (ii) 一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画の策定

一般廃棄物の適正処理を確実に推進するため、構成市の処理基本計画をもとに、毎年一般廃棄物処理実施計画を策定するとともに、ごみ焼却工場の建替え整備計画を含む新たな一般廃棄物処理基本計画を策定します。

| 達成指標                 | 目標値 | 判定期間    |
|----------------------|-----|---------|
| 全構成市による協議の開催         | 2回  | 毎年度     |
| 一般廃棄物処理実施計画の策定       | 1回  | 毎年度     |
| 一般廃棄物処理基本計画の策定に向けた準備 | 実施  | 令和6～7年度 |

## ②環境施設組合による低炭素化

### (i) 自己託送制度を活用した大阪市施設への電力供給

環境施設組合では、大阪市と連携して、焼却工場の発電電力を活用し、自己託送制度により、大阪市所管施設へ電力(自己託送電力)供給することを検討しています。

焼却工場からの自己託送電力についてはCO<sub>2</sub>フリー電力とみなされ、さらに託送停止時の事業者からのバックアップ電力も小売電気事業者(以下、「事業者」という。)からCO<sub>2</sub>フリー電力として調達することで、各施設での温室効果ガス排出削減に寄与されます。

### (ii) 事務用車の電動化

現在、各工場で使用している事務用車(普通貨物自動車)は、購入から相当年数が経過し、老朽化が進んでいることから、計画的な更新を予定していますが、その際、ガソリン車から電気自動車に更新することで、化石燃料の使用削減、工場で発電している低炭素な電力の使用によりまして、温室効果ガス排出削減を図ります。

### (iii) 工場内照明のLED化

各工場内照明について、蛍光灯からLED化を図ることにより、電力使用量を削減し、CO<sub>2</sub>フリー電力の売却量を増加させます。

| 達成指標      | 目標値         | 判定期間  |
|-----------|-------------|-------|
| 供給電力量     | 2,000 万 kWh | 毎年度   |
| 事務用車の電動化率 | 50%         | 令和7年度 |
| LED化実施照明数 | 120 本       | 毎年度   |

## (5)情報発信・市民交流の充実

各構成市の市民の皆さまが環境施設組合事業への理解を深めていただくことを目的に、情報発信や市民交流の充実を図っていきます。

### ①分かりやすい情報発信

#### (i) 環境施設組合ホームページの内容の充実

市民の皆さまが環境施設組合の情報に触れやすく、かつ理解を深められるよう、引き続き、見つけやすさと分かりやすさに重点を置いてホームページの内容を充実させていきます。

#### (ii) SNS等を活用した情報発信

より広くコミュニケーションを行うため、FacebookやX(旧Twitter)等による情報発信を定期的に 行っていきます。

| 達成指標                          | 目標値   | 判定期間 |
|-------------------------------|-------|------|
| Facebook やX(旧 Twitter)等での情報発信 | 週1回程度 | 毎年度  |

### ②市民交流の充実

#### (i) 市民との交流の充実

焼却工場オープンデー(自由見学会)の開催や地域イベントへの参画など、市民との交流を図り、市民理解を促進します。

#### (ii) 工場見学設備の改良やWEB上での工場見学の実施

ごみ焼却工場来場者向けの工場見学設備の改良や、工場に来場しなくても工場の普及啓発ができる「バーチャル工場見学」をHPに掲載する等、市民交流の充実を図り、組合事業の市民理解を促進します。

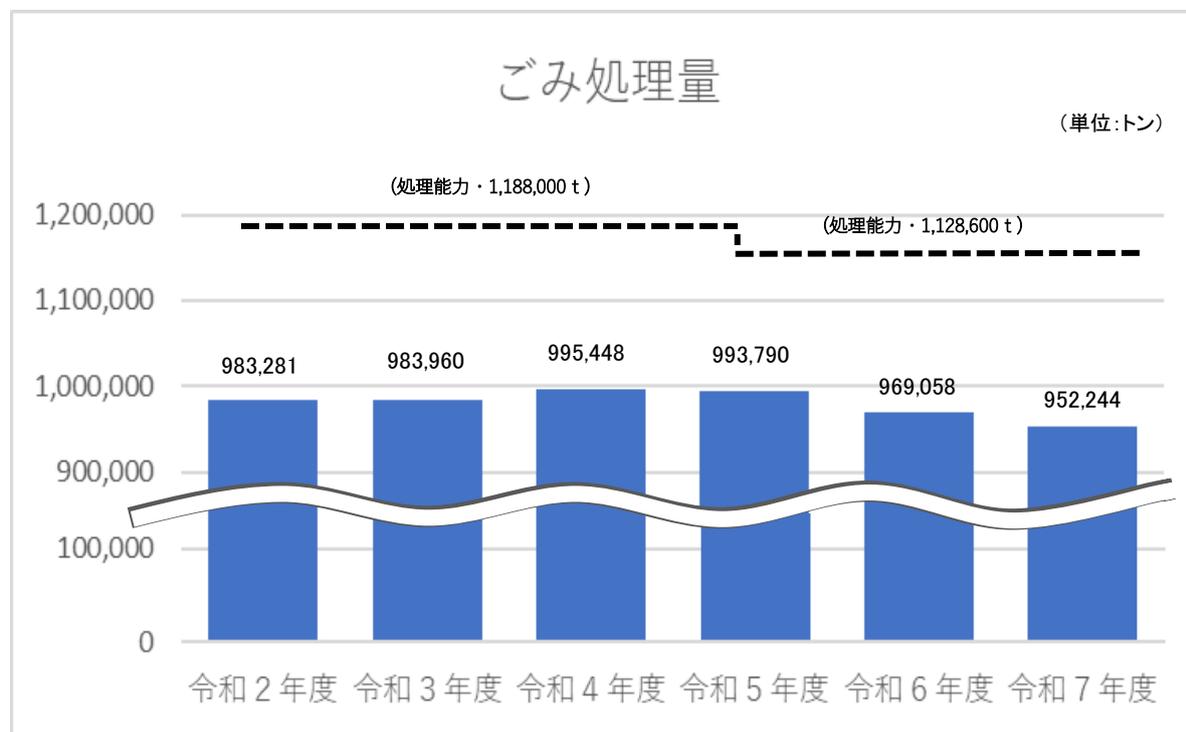
| 達成指標                  | 目標値   | 判定期間  |
|-----------------------|-------|-------|
| 焼却工場オープンデー・地域イベントの開催  | 10回以上 | 毎年度   |
| WEB上で工場見学ができるコンテンツの作成 | 全6工場  | 計画期間中 |

#### 4 取組実施により見込まれる効果(目標)

| 基本方針                            |                       |                          |
|---------------------------------|-----------------------|--------------------------|
| 見込まれる効果【関連する取組項目No.】            | 現状                    | 目標                       |
| 基本方針1 安全で安定的な処理体制の構築            |                       |                          |
| 災害に関する研修内容の理解度【(1)】             | —                     | 100%                     |
| 焼却設備停止回数【(2)】                   | 30回/年<br>(6工場・過去5年平均) | 24回/年                    |
| 基本方針2 柔軟かつ効果的・効率的な事業運営          |                       |                          |
| 舞洲工場におけるごみ1tあたりの発電量【(2)】        | 539kWh/t<br>(過去5年平均)  | 565kWh/t                 |
| 基本方針3 構成市との連携と市民理解の促進           |                       |                          |
| 取組実施によるCO <sub>2</sub> 削減量【(4)】 | —                     | 24,000kg-CO <sub>2</sub> |
| 環境施設組合ホームページ閲覧件数【(5)】           | 260,102件/年<br>(令和4年度) | 270,000件/年               |
| オープンデー来場者の満足度(アンケート結果)【(5)】     | —                     | 90%                      |

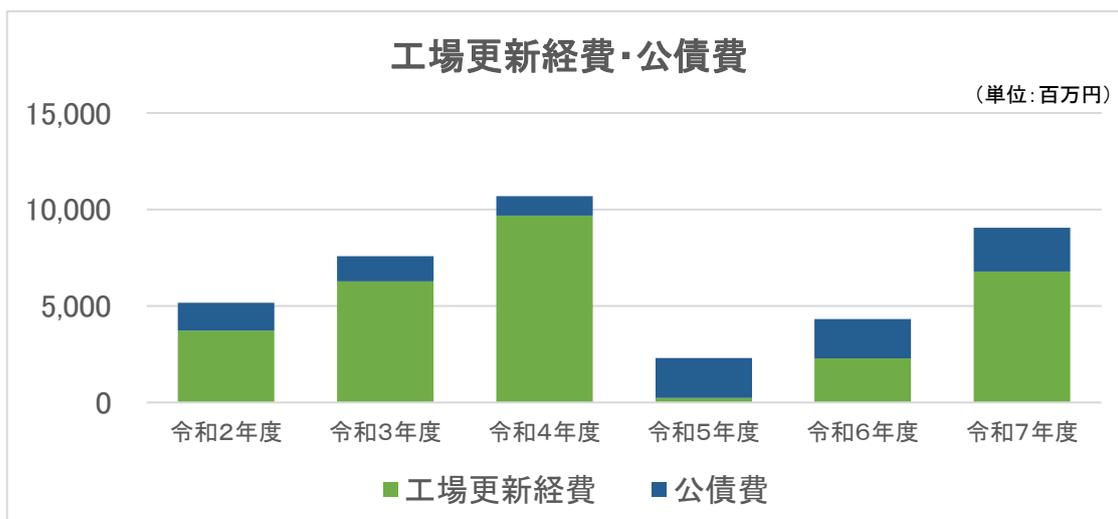
#### 5 計画期間中のごみ処理量及び収支の見込

計画期間中のごみ処理量の見込については、各構成市が策定している一般廃棄物処理基本計画(令和2～4年度は実績、令和5年度は一般廃棄物処理実施計画)に定められたごみ処理量としています。また、処理能力は稼働している工場全体で一年間に処理することができるごみ量であり、いずれの年度においても、ごみ量の変動等に対する余力を確保できています(次表のとおり)。



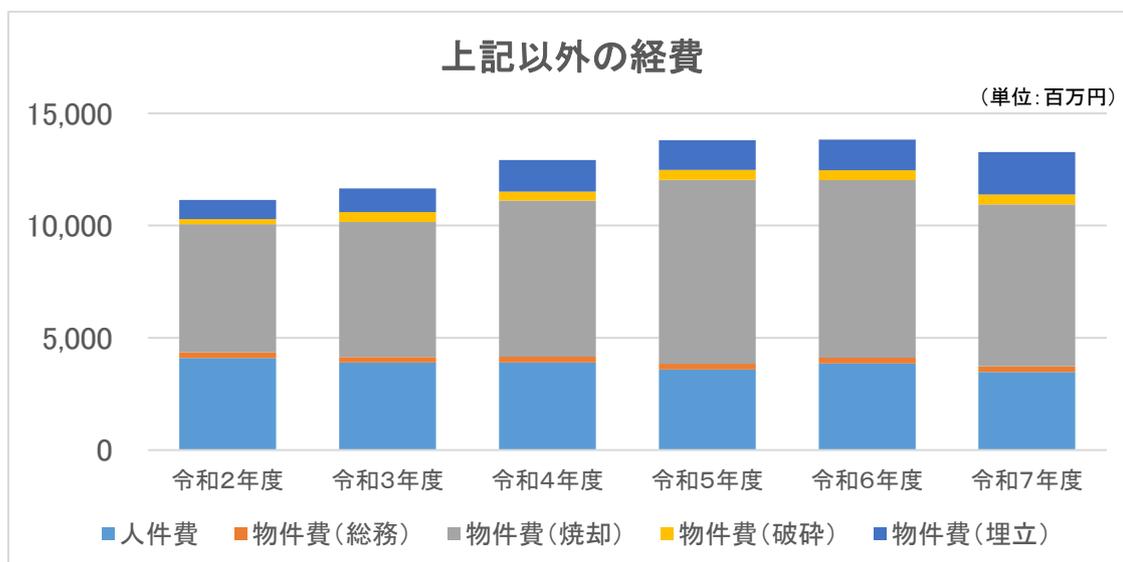
また、上記業務量見込に基づいて事業を実施した場合の収支見込(令和2～4年度は実績)については、次ページのとおりです。

## 【歳出】



|        | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度  | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
| 工場更新経費 | 3,734 | 6,276 | 9,690  | 229   | 2,295 | 6,787 |
| 公債費    | 1,426 | 1,306 | 1,005  | 2,069 | 2,026 | 2,271 |
| 合計     | 5,160 | 7,582 | 10,695 | 2,298 | 4,321 | 9,058 |

環境施設組合では、老朽化した焼却工場の更新を計画的に進めています。平成30年度から更新を行っている住之江工場は令和4年度に完成し、引き続き令和5年度から令和10年度までの6年間で鶴見工場の更新を実施する予定です。更新に要する費用は数百億円に及び、更新の後半に向けて大きくなります。また、更新の財源として地方債を発行して費用の平準化を図ることとしているため、償還費用である公債費は、更新が完成した翌年度以降に本格化し、令和5年度以降、借入額の増加に伴い大きく増加していく見込です。

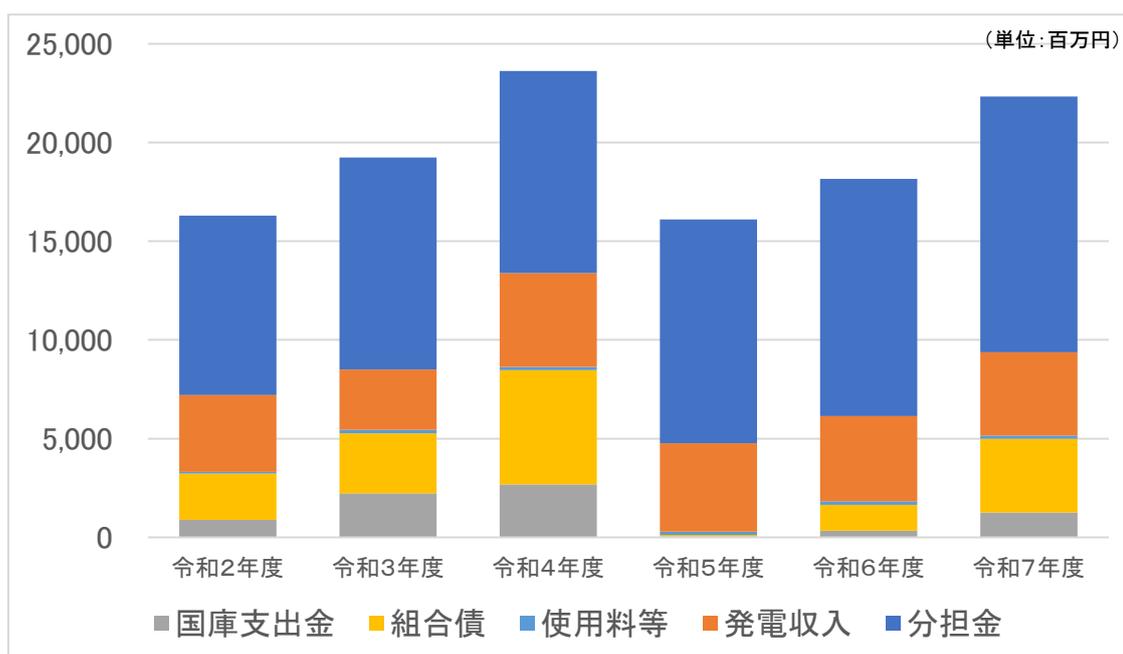


|         | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  | 令和7年度  |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人件費     | 4,107  | 3,899  | 3,902  | 3,595  | 3,861  | 3,484  |
| 物件費(総務) | 253    | 249    | 257    | 250    | 250    | 249    |
| 物件費(焼却) | 5,709  | 6,020  | 6,960  | 8,202  | 7,913  | 7,206  |
| 物件費(破碎) | 229    | 441    | 389    | 441    | 441    | 441    |
| 物件費(埋立) | 847    | 1,049  | 1,415  | 1,313  | 1,368  | 1,896  |
| 合計      | 11,145 | 11,658 | 12,923 | 13,801 | 13,833 | 13,276 |

工場更新経費・公債費以外の経費についても、処理能力の高い舞洲・平野の両焼却工場が建設から20年以上経過し、老朽化した設備の計画的な整備が必要となることから、令和5～6年度をピークに維持補修費の増大を見込んでいますが、令和7年度以降は低減する見込みです。また、エネルギー価格や原材料価格の高騰等により、焼却工場で使用する薬品費を中心に、運転経費は増加傾向にあります。

しかしながら、人件費については、ごみの計量業務の自動化や、更新後の工場の運営を民間に委託するなど、業務の効率化に努めることで、年度ごとの変動が大きい退職手当を除けば、減少傾向を維持していく見込みです。

## 【歳入】



|       | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  | 令和7年度  |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 国庫支出金 | 886    | 2,223  | 2,675  | 41     | 335    | 1,264  |
| 組合債   | 2,339  | 3,051  | 5,791  | 84     | 1,318  | 3,723  |
| 使用料等  | 94     | 167    | 172    | 167    | 167    | 167    |
| 発電収入  | 3,890  | 3,070  | 4,757  | 4,478  | 4,326  | 4,227  |
| 分担金   | 9,096  | 10,729 | 10,223 | 11,329 | 12,008 | 12,953 |
| 合計    | 16,305 | 19,240 | 23,618 | 16,099 | 18,154 | 22,334 |

更新に係る財源の国庫支出金及び組合債については、経費の増減に合わせて金額が大幅に増減します。構成市の負担の低減・平準化に向けて、国からの補助金の確保に努めるとともに、地方債の発行により資金調達を行っていきます。

また、環境施設組合の主要な収入であります発電収入は、ごみ量の減少に伴う発電量の減少が見込まれるものの、エネルギー価格の高騰により単価が上昇傾向にあることから、堅調な推移が見込まれます。

しかしながら、収入の増加を経費の増加が上回る見込であることから、環境施設組合の独自財源の不足を補う各構成市からの分担金は、増加傾向が続く見込みです。

環境施設組合では、引き続き業務改善や民間活力の導入などによる経費の抑制や独自歳入の確保等についての検討を進め、効果的・効率的な業務運営に努めます。

## 6 計画の進行管理

計画に定める取組を進める中で、PDCA(計画・実行・評価・見直し)サイクルにより、常に目標達成に向けた検証を行い、柔軟にその取組内容を見直します。

検証にあたっては、歳入歳出決算額などの経営状況やごみ処理量などの業務状況など、様々な分野に与えた影響についての分析を加えることで、多角的・総合的な評価を行います。

また、その結果については、定期的にホームページやSNS等で公表します。